

FOCUS

第24回日中民商事法セミナー報告 —中国国家発展改革委員会・林念修副主任来日活動について—

■小杉丈夫

公益財団法人 国際民商事法センター 理事、松尾綜合法律事務所 弁護士

2019年度の日中民商事法セミナーは、20年1月1日に施行された中国外商投資法と、中国が国を挙げて推進するスマートシティ建設という、日本企業の関心の高い2つのテーマを取り上げた。法律とハイテク部門を2つの柱とする日中交流が、今後ますます発展することが期待されている。(本セミナーの詳細記録は、国際民商事法センターウェブサイトに掲載される予定である。併せて参照願いたい)

1. 日中民商事法セミナー 23年の歩み

第24回日中民商事法セミナー（以下、日中セミナー）は、2019年11月7日、法務省大会議室で開催された。本セミナーは、主催・公益財団法人国際民商事法センター（当財団）および中国国家発展改革委員会（発改委）、共催・法務省法務総合研究所および日中経済協会（日中経協）、後援・日本貿易振興機構（ジエトロ）および中華人民共和国駐日本大使館といつ形で実施された。

当財団は、1996年に法務省のアジア諸国への法整備支援事業を民間からサポートする目的で設立された。中国は、ODAの対象国ではな

いが、その重要性に鑑み、特に政府のODA事業とは別個に、当財団独自の事業として、発改委（当初は国家経済体制委員会）をカウンターパートとして、設立年の96年以来取り組んでいる。そして、毎年開催地を日本と中国において交互に日中セミナーを実施し、一度の中止もなく、今回第24回を迎えた。日本で開催されるセミナーには、発改委を代表して副主任（閣僚級）が出席される慣例であり、今回も林念修副主任が出席された。

2. ハイテク分野の交流と 日中経協との共催

日中セミナーは、当初、民事訴訟法、仲裁法、会社法など日中双方にとつて共通の基本的な法律情報の交換から

始まつたが、中国社会、経済の急激な発展に伴い、取り上げるテーマも、農村の都市化の法律問題や、インフラ整備のためのPPP、PFIの仕組みの検討を取り上げるなど、大きく変化してきている。とりわけ、16年、北京で開催された第21回日中セミナーの際、当財団・宮原賢次会長と発改委・林念修副主任との間で取り交わされた新しい協議書の下、中国側の強い要望を受けて、純粹な法律、法制度に関するものにとどまらず、ハイテク分野、先端産業を日中セミナーのテーマの一つとして取り入れることになった。このような領域は、当財団が所管する法律の分野を越えている面がある。このため、日中経協に協力ををお願いし、17年の第22回日中セミナーか



法務省でのセミナー日中関係者集合写真

らセミナー共催者となつて、ハイテク分野、先端産業分野でのテーマの選考、スピーカーの選定、当日の進行等を分担していただき、今回に至つては。



総合司会を務める筆者・
小杉丈夫国際民商事法セ
ンター理事

表1 第24回日中民商事法セミナープログラム

開催日	2019年11月7日(木)						
会場	法務省 大会議室						
主催	公益財団法人国際民商事法センター、中国国家発展改革委員会						
共催	法務省法務総合研究所、一般財団法人日中経済協会						
後援	独立行政法人日本貿易振興機構、中華人民共和国駐日本国大使館						
13:00～13:30	開会挨拶	宮原賢次	公益財団法人国際民商事法センター会長	林念修	国家発展改革委員会副主任	大塙亮太郎	法務省法務総合研究所所長
		伊澤正	一般財団法人日中経済協会理事長	梁林冲	中華人民共和国駐日本国大使館経済参事官		
	総合司会	小杉丈夫	国際民商事法センター理事、松尾綜合法律事務所弁護士				
13:40～15:40	演題	外商投資法		講師	孔慶江	中国政法大学国際法学院長	
	進行 / コメンテータ	平野温郎	東京大学教授	コメンテータ	住田尚之	曾我法律事務所弁護士	
15:50～17:50	演題	デジタル時代のスマートシティ建設		講師	单志広	中国国家情報センター情報化・産業発展部主任	
	進行	杉田定大	一般財団法人日中経済協会専務理事	コメンテータ	山村真司	日建設計総合研究所理事上席研究員	
	コメンテータ	周意誠	富士通政策連動ビジネス推進部シニアマネージャー、早稲田大学理工学術院客員上級研究員				
17:50～18:00	総括	小杉丈夫	国際民商事法センター理事、松尾綜合法律事務所弁護士				
中経協・伊澤 太郎所長 研究所・大塙亮 省法務総合研 副主任、法務 改委・林念修 賢次会長、発	なる。	セミナーは 当財団・宮原 第24回日中	を選ぶことに コメンテータ 講演者を選定 し、中国側が に、日本側が る場合は、逆 に立している。 いう慣行が確 立している。				

このよつた経緯を経て、今回の第24回日中セミナーでは、日中で協議した結果に基づいて、第1部として「外商投資法」と「デジタル時代のスマートショッピング」を、第2部として「デジタル時代のスマートショッピング」と「外商投資法」の構成テーマとしました。

タル時代のスマートシティ建設」をテーマとして実施することになった。そして、第1部は当財団が担当し、第2部は日中経協が担当し、私がセミナーの総合司会と総括を務めた。

なお、日中セミナーでは、テーマを事前の日中の合意で確定することになつており、日本で開催する場合は中国側が講演者を選定し、これに対応して、日本側がコメントデータを選ぶと

（1）第1部「外商投資法」

正理事長・中華人民共和国駐日本大使館・梁林冲參事官の各関係機関代表による挨拶の後、各テーブでの発表が行われた（セミナー・プログラムは表1参照）。



挨拶される発改委・林念修副主任

「外資企業法」および「中外合資企業法」（外資二法）に代わるものとして、19年3月15日、全人代において採択され、20年1月1日から施行された。中国に進出している日本企業にとっては、極めて関心の高い法律であり、とりわけ、外資三法に基づいて設立された企業は、施行後5年以内に会社法の規定に基づいて組織形態の変更を要求している点が、中国に進出している日本企業に緊張感を呼んでいる。セミナー主催者の発改委は、中

から、主として、外商投資法の理論的、学問的疑問点、問題点を提起された。他方、住田弁護士は、中国案件を扱う弁護士の視点から、主として、外商投資法の実務的な疑問点、問題点を提起された。これに対し、孔教授から限られた時間内に、要領のよい回答がなされた。

A black and white portrait of Miyamoto Kenji, a man with glasses and a suit, speaking into a microphone at a podium. A name tag is visible on the podium.

国商務部と共に、この法律の立法單位であり、講師の孔教授は立法に深く関与された研究者で、正にうつつけの発表者であった。孔教授は、まず外商投資法が、外商投資の促進、保護および管理の三方面にわたり、中国の外商投資基本制度を構築したこと強調された。そして、①外商投資法の立法背景および立法経緯の回顧、②外商投資法の主な内容およびその解釈、③外商投資法の影響について網羅的かつ詳細に解説された。日本側のコメントでは、立序文が筆者（立場）

ものであるこれから、今後の実施細則の整備や公正な法規の運用を期待したい。

(2) 第2部 「デジタル時代のスマートシティ建設」

第2部の「デジタル時代のスマートシティ建設」のテーマについては、前述のとおり日中経協が担当され、日中経協・杉田定大専務理事が進行役を務められた。そして、発改委傘下の中国国家情報センター情報化、産業発展部・单志広主任が講師として発表され、これに対しても、日本側から株式会社日建設計総合研究所・山村真司理事出席研究員と、富士通株式会社政策運動ビジネス推進部・周意誠がコメンテーターを務められた。

单主任の発表は、①スマートシティの概念と内包に対する認知、②中国スマートシティの発展と政策、③中国新型スマートシティ建設の評価と分析、④中国新型スマートシティの発展方式と方向転換の特徴、⑤中国新型スマートシティ建設情勢の展望、の5つの項目を網羅的にカバーするものであつた。中国のスマートシティ構想が単なるテクノロジーのイノベーションだけでなく、中国社会に存在する種々な課題解決と、それに対応する政府



第24回日中民商事法セミナーの様子

の様々な政策を組み込んだ壮大な国家的実験であることを実感させる発表であった。日本側コメンテーターとして、

山村理事は、70年以來の日建設計の中国ビジネスへの関与と同社の手がけた諸々のプロジェクトとの基礎にあたる考え方を報告された。これに統じて周シニアマネージャーは、日中のスマートシティの発展を、①政府の政策誘導、②スマートシティの将来像、③スマートシティ評価・開発指標など、いくつかの項目について比較したうえで、国際標準活動（ISO）を取り上げて、日中のそもそもの出発点、アプローチの違い等を説明された。

スマートシティについての日本政府の取り組みは、経済産業省、総務省、国土交通省と各自別々である。中国

が白紙のキャンバスに絵を描くように、空白の分野に着々とプロジェクトを進行させているのに対し、日本は、各官庁の思惑と、既存のインフラ整備の実情にとらわれ、その延長としてのスマートシティを構想・構築しようとしているように感じられ、このようなそもそもの出発点の違いが、日本の取り組みの遅れの一つの大きな原因と実感させられた。そして、国際標準策定についても、このような両国の基本的な立脚点の違いが、この分野における両国の協力を阻害している一因であるとの印象を受けた。

4. 総括

当財団と日中経協が協働した今回の日中セミナーは、中国側の発表者と日本のコメンテーターの周到な準備に基づいた、制限時間内のコンパクトな発表があり、進行役を務めていたいたい

林念修副主任一行は、日中セミナー出席以外にも精力的に行政機関・企業訪問などの活動をされたが、その活動の背景と活動概要を報告する。

中国国務院は、今回のセミナーのテーマである外商投資法と同時に2019年1月1日に施行された「ビジネス環境改善条例」を19年10月23日に公布した。

本条例は、国務院が進める「放管服（行政簡素化と権限委譲、監督管理の強化、サービスの最適化・向上）」改革を着実に遂行し、ビジネス環境に関する政策決定指示の最適化、政府機能の徹底的な転換を促進、安定

経協の協働という新しい形態での日中セミナーも、第22回セミナー以来3回目となり、法律分野とハイテク分野を両輪とする方式が、ようやく定着してきた。新しい試みによる日中間のさらなる交流を期待したい。第25回日中セミナーは、20年北京で開催される予定である。日中セミナーの今後のあり方については、中国側の意見もよく聞きながら、課題を改善しつつ、さらなる深化を目指したいと思つ。

5. 「ビジネス環境改善条例」と発改委・林念修副主任一行のその他活動について

林念修副主任一行は、日中セミナー出席以外にも精力的に行政機関・企業訪問などの活動をされたが、その活動の背景と活動概要を報告する。

中国国務院は、今回のセミナーのテーマである外商投資法と同時に2019年1月1日に施行された「ビジネス環境改善条例」を19年10月23日に公布した。

本条例は、国務院が進める「放管

表2 中国ビジネス環境改善条例（2020年1月1日施行）

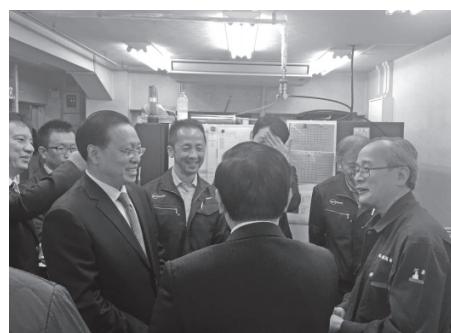
主な内容	
第一章 総則	ビジネス環境改善の原則と方向性の明確化。ビジネス環境改善の作業では、市場化、法治化、国際化の原則に立ち、企業側のニーズを方向性とする。政府の市場活動への直接的関与は最小限に留め、事中事後の管理監督を強化する。外資・内資は平等に取り扱う。企業の投資・創業に対し、安定・公平・透明・予測可能なビジネス環境を提供する。各地方政府はビジネス環境改善への取り組みを強化する。
第二章 市場主体の保護	全ての企業は政府の支援政策を平等に享受する。企業の自主権・財産権を保護する。知的財産権侵害への懲罰的賠償制度を設け、知的財産権保護を強化する。企業の業界団体への加入は自由意志とする。
第三章 市場環境	市場環境の改善。「企業登記と営業許可の分離」により企業設立手続きの簡素化を進める。市場参入に当たっては全国統一のネガティブリスト制度を採用する。減税と企業負担費用削減政策を着実に実行する。商業銀行の民間企業や中小企業に対する不利な取り扱いを厳禁する。企業の登記抹消の手続きを簡素化する。
第四章 行政サービス	行政サービスの向上。提出書類の軽減、行政執行上の自由裁量権の縮小、窓口ワンストップサービス、事務手続きの規定時間内完了等の作業を進める。行政サービスの全国一体化オンラインサービスを構築する。電子化証明書の普及を図る。行政許可のリスト化管理制度の準備を急ぎ、適時、リストを公表する。
第五章 管理監督と法執行	管理監督の方法を改善・規範化する。国は公開で透明な管理監督の規則と基準を制定する。「抜き打ち検査と情報公開」の原則に従い、市場監督分野の行政検査を行い、その情報を公開する。他部門にわたる検査は併合して行う。新興産業に対しては包摂的で慎重な管理監督を行う。インターネットやビッグデータ等を応用し、監督情報の収集・共有・統合を強化し、管理監督のスマート化を推進する。
第六章 法治保障	法的保障。ビジネス環境改善に関する措置が現行の法律法規の規定に関わるものは、法的授権の手続きを取った後、先行試行して良い。企業の経営活動に密接に関わる行政法規や規範の制定の際は、企業や業界団体の意見を聴取する。パブコメ実施の際、その期間は30日を下回らない。実施に当たっては適切な猶予期間を設ける。行政担当者、公共事業企業、業界団体などに対する禁止事項を列記。

(出所) JCEA 中国経済ニュース 19年10月24日号、中華人民共和国国务院令第722号

的で公平かつ透明性が高く予測可能なビジネス環境構築を加速、市場の活力と社会の創造力の一層の活性化を図るために制定された。外商投資法とともに外資企業にとって重要な条例であるが、今回の林念修副主任一行

は、この条例制定にも深く関与された方々である（条例要旨は表2参照）。

林念修副主任は、「ビジネス環境改善条例」第4章行政サービスに関する市民サービス・中小企業の育成・支援策の



株式会社弘機商会にて高原隆一社長（正面）、川原政人工匠（右）から説明を受ける林念修副主任（左）

その後、林念修副主任一行は広島に移動し、行政サービス関連の視察のため広島市役所を訪問した。小池信之副市長と会見の後、広島市の市民・企業への行政サービスにつき説明を受けるとともに、中区役所市民課の窓口

を製造販売している株式会社弘機商を訪問視察した。またJXTGエネルギーENEOS横浜綱島水素ステーションの視察も行った。

林念修副主任は、この度の活動を通して、日本の地方公共団体による住民に対する行政サービスや中小企業の育成・継承支援の状況について理解を深めると同時に伝承と革新を追求する職人の精神を身近に感じた。この度の活動は短い時間ではあったとの所見をいただいた。

（5の執筆は、日中経済協会調査部プロジェクト担当部長 畑田好朗）

林念修副主任より、今回の一連の活動を通して、日本の地方公共団体による住民に対する行政サービスや中小企業の育成・継承支援の状況について理解を深めると同時に伝承と革新を追求する職人の精神を身近に

感じた。この度の活動は短い時間ではあったが、内容が豊富で多くの収穫があつたとの所見をいただいた。



広島市・小池信之副市長（右）と会見する林念修副主任（左）